

※認定申請を検討されている方へ

認定会場の混雑緩和のため、**金融機関**による代行申請を推奨しております。
まずは、直接金融機関へ、融資についてご相談をお願いいたします。

■認定の対象者及び要件(次の要件をすべて満たす事業者)

要件1. 横浜市内に事業実態のある事業所があること。

要件2. 「指定業種*」を営んでおり、以下の売上減少要件を満たしていること。

*「指定業種」については、中小企業庁のウェブサイト (https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm) で確認して下さい。

■売上減少要件

認定申請者の類型	比較する売上高・減少率及び申請の種類	(新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証4号指定期間中の認定基準の運用緩和)
営んでいる業種がすべて、「指定業種」の場合	企業全体の最近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少していること (A)	企業全体の最近1か月 ^{*1} の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前までさかのぼった同月 ^{*2} 比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が上記の同期比で5%以上減少することが見込まれること (B)
	→5号(イ)①	→5号(イ)④
主たる業種が、「指定業種」の場合	上記(A)及び、 <u>主たる業種</u> の最近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少していること	上記(B)及び、 <u>主たる業種</u> の最近1か月 ^{*1} の売上高が上記の同月 ^{*2} 比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が上記の同期比で5%以上減少することが見込まれること
	→5号(イ)②	→5号(イ)⑤
1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合	上記(A)及び、「指定業種」の最近3か月の売上高の前年同月比の減少額が企業全体の売上高の5%以上であること	上記(B)及び、「指定業種」の最近1か月 ^{*1} 及びその後2か月を含む3か月間の売上高の <u>上記の同月^{*2}(期)</u> 比の減少額が企業全体の売上高の5%以上であること
	→5号(イ)③	→5号(イ)⑥

^{*1}GoToキャンペーンの一時停止等の影響を受けている事業者のうち、売上が増加しているため前年と比較ができない事業者については、「6か月平均」の売上高の対前年同期の比較も可能です。

^{*2}原則として平成31年2月から令和2年1月の間ですが、より最近の年の同月がまだ新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合は、より最近の年の同月と比較して下さい。

■認定申請に必要な提出書類

1. 横浜市内に、法人(個人)の事業実態が確認できる資料

- ・法人の場合：**履歴事項全部証明書** ※3か月以内のもの(コピー可)
- ・個人事業主の場合：**直近の青色申告決算書1ページ目**(なければ、**所得税確定申告書Bの第一表**)

※上記書類で事業実態が確認できない場合は、ご相談ください。

2. **業種確認・売上高計算書***(横浜市指定様式)【銀行の支店長印または税理士(公認会計士)の押印必須】

※押印なしの場合、「月別試算表」または「月別売上申告書(横浜市指定様式)」を加えて提出

3. **5号認定申請書***(認定書1通につき、申請書を2通提出)

*複数種類があるため、どの様式を選択するかは上記「**■売上減少要件**」参照

※認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

※認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

裏面あり

別紙 5号(イ)－①、②、③認定の違いについて

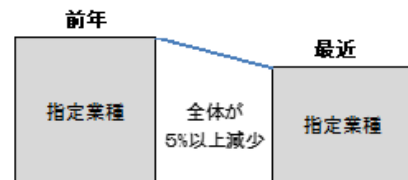
①営んでいる業種がすべて、「指定業種」の場合 (5号(イ) ①)

「全体」の売上高が、前年同月比で5%以上減少していることが条件です。

$$(\text{前年3か月の「全体」売上高} - \text{最近3か月の「全体」売上高}) \div \text{前年3か月の「全体」売上高} \geq 5\%$$

- ✓ 業種がひとつの場合も、ここに含まれます。

➡ 5号(イ)①
「業種確認・売上高計算書」で計算してください。



②主たる業種が、「指定業種」の場合 (5号(イ) ②)

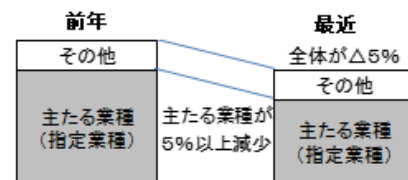
「主たる業種」の売上と、「全体」の売上の、それぞれが前年同月比で5%以上減少していることが条件です。

$$\textcircled{a} (\text{前年3か月の「主たる業種」売上} - \text{最近3か月の「主たる業種」売上}) \div \text{前年3か月の「主たる業種」売上} \geq 5\%$$

$$\textcircled{b} (\text{前年3か月の「全体」売上} - \text{最近3か月の「全体」売上}) \div \text{前年3か月の「全体」売上} \geq 5\%$$

- ✓ 原則として、1年間の売上高が最も多い業種を、「主たる業種」とします。

➡ 5号(イ)②
「業種確認・売上高計算書」で計算してください。



③1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合 (5号(イ) ③)

「指定業種」の売上合計と、「全体」の売上の、それぞれが前年同月比で全体の5%減少していることが条件です。

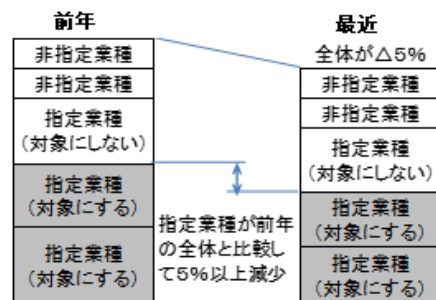
$$\textcircled{a} (\text{前年3か月の「指定業種」売上計} - \text{最近3か月の「指定業種」売上計}) \div \text{前年3か月の「全体」売上} \geq 5\%$$

$$\textcircled{b} (\text{前年3か月の「全体」売上} - \text{最近3か月の「全体」売上}) \div \text{前年3か月の「全体」売上} \geq 5\%$$

注: 上記の②のaとは、分母が異なります。

- ✓ 「指定業種」が複数あった場合、どれを「指定業種」として申請するかは自由です。

➡ 5号(イ)③
「業種確認・売上高計算書」で計算してください。



横浜市経済局金融課

場 所：横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎31階

電 話：045-671-2592 FAX：045-664-4867

受付時間：平日 午前：9時～11時 午後：1時～4時（事前予約制）